

長期療養により定期予防接種を受けることができなかった方へ

予防接種法に基づく定期予防接種については、接種対象年齢が定められていますが、長期にわたる療養を必要とする病気にかかっていたことなど、特別の事情があつて対象期間内に定期予防接種を受けることができなかった場合は、定期の対象期間を過ぎていても、定期予防接種として接種していただくことができます。

【対象となる方】

長期にわたり療養を必要とする病気にかかるなど、特別な事情があつたことにより、やむを得ず定期の予防接種を受けられなかった方で、当該特別な事情が解消され接種可能となった方

≪特別な事情とは≫

- ①予防接種法施行規則で定める疾病にかかったこと（疾病の例は別表を参照）
- ②臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
- ③医学的知見に基づき、①又は②に準ずると認められるもの

【対象となる期間】

特別な事情がなくなったと認められる日から起算して2年以内

※1：BCGは4歳、ヒブワクチンは10歳、小児用肺炎球菌ワクチンは6歳、四種混合ワクチンは15歳に達するまでの間に限ります。

※2：高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、特別な事情がなくなったと認められる日から起算して1年以内

【接種までの流れ】

対象に該当する場合で、定期予防接種を受けることを希望する方は、接種を受ける前に市健康課に申請をしてください。

(1) 主治医に「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書」を記入していただきます。

※「理由書」作成にかかる費用は、本人又は保護者の方の負担となります。

(2) 「長期療養者のための定期予防接種に関する申請書」に必要事項を記入します。

(3) 母子健康手帳を持参のうえ、(1)の「理由書」と(2)の「申請書」を市健康課に提出します。
(高齢者肺炎球菌の場合は、母子健康手帳は不要です。)

(4) 申請内容や接種履歴を確認し、「長期療養者のための定期予防接種に関する決定通知書」を交付します。(交付までに1～2週間程度かかります。内容によっては定期予防接種の対象にならない場合があります。)

(5) 「決定通知書」、「予診票」、「母子健康手帳」を持参し、接種期間内に接種を受けてください。
(高齢者肺炎球菌の場合は、母子健康手帳は不要です。)

【問い合わせ】

〒935-0011 氷見市中央町12番21号（氷見市いきいき元気館内）
氷見市健康課（電話：0766-74-8062 FAX：0766-74-8259）